

消費税率引上げ分に係る地方消費税交付金の使途に関する説明書

平成26年4月1日に施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、「社会保障施策に要する経費(事務費や人件費等は除く)」に充てるものとされています。

本町の令和2年度一般会計予算における上記経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(うち社会保障財源化分) 53,155千円

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 971,724千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財 源 内 訳					
		国(道)支出金	地方債	その他	一般財源	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
社会福祉	社会福祉	261,346	149,725		1,219	110,402	14,296
	老人福祉	91,853	750		47,204	43,899	5,025
	児童福祉	85,851	56,801		2,847	26,203	4,696
社会保険	259,280	46,940		2,345	209,995	14,183	
保健衛生	273,394	1,771	45,400	21,273	204,950	14,955	
合計	971,724	255,987	45,400	74,888	595,449	53,155	

社会福祉 : 社会福祉協議会事業推進経費、障害者自立支援給付事業、障害者地域生活支援事業など

老人福祉 : 高齢者等福祉サービス助成事業、高齢者等福祉バス運行事業、老人保護措置費など

児童福祉 : 子ども医療給付事業、認定こども園運営事業費、認定こども園管理経費など

社会保険 : 国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金

保健衛生 : 地域医療振興対策事業、予防接種経費、健康増進センター管理運営事業など